調達管理番号・案件名
26a00732_インド国テランガナ州生態系再生・生物多様性保全事業準備調査【有償勘定技術支援】(QCBS-ランプサム型)

質問と回答は以下のとおりです。

2026年10月20日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	10	第2章【2】第3条(1)	相手国政府・実施機関が作成の事業計画(Preliminary Project Report:PPR)は、いつ頃配布いただけるでしょうか？	特記仕様書第3条(2)②の配布資料と同じタイミングで配布予定ですが、インド政府内の承認状況次第では「PPR案」のステータスで配布することも想定されます。
2	26	第3章 第4条 業務の内容(13)	日本企業のインド招聘プログラム(技術交流会)の開催時期についてご指定もしくはご想定はございますでしょうか？	具体的な開催時期は指定しておりませんが、調査の進捗及び実施期間との協議状況を十分に踏まえつつ、JICAによる審査時期(2027年5月頃を想定)に先立ち、2027年3-4月頃を想定しております。
3	27	第2章 特記仕様書案 第4条(13)「本邦技術・知見の活用促進に係る現地招聘の検討」	本邦企業・研究機関等からの参加者(最大10名程度)に対する渡航関連手配について、「国際線および国内線航空券、査証(ビザ)取得支援、宿泊施設、地上交通手段、通訳サービスの手配を含む渡航関連手配」とあります。本見積の積算条件について、以下の点についてご教示ください。 1.上記についての費用は、全て本見積で計上でしょうか？ 2. 日当について:招聘参加者(最大10名程度)にかかる「日当」につきまして、受託者の経費に含めて本見積に計上する想定でしょうか。あるいは、日当は支給せず(参加企業等の負担等による)でしょうか？ 3.「日当」を本見積に含める場合、適用すべき日当単価の基準についてご示唆いただけますでしょうか。 4. 招聘企業の1人あたりの渡航費・宿泊費の上限設定・基準はございますか？また、招聘企業の自己負担費目についても、ご教示願います。	「本邦技術・知見の活用促進に係る現地招聘の検討」につき、定額計上といたします。定額計上分は、契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、技術提案書の提出時の見積には含めないでください。 上記修正に伴い「第3章4. 見積書作成にかかる留意事項(2)上限額について」を以下の通り変更いたします。 【上限額】 117,033,000円(税抜) また、「第3章4. 見積書作成にかかる留意事項(4)定額計上について」に関し、以下の通り変更します。

<table>
<tr><td></td><td></td><td>【修正】第3章4. 見積書作成にかかる留意事項(4)定額計上について</td><td colspan="2">（4）定額計上について
<u>本案件は定額計上があります（8,000,000円（税抜））。</u>
以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。
また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。
定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。
<table>
<tr><th></th><th>対象とする経費</th><th>該当箇所</th><th>金額（税抜き）</th><th>金額に含まれる範囲</th><th>費用項目</th></tr>
<tr><td>1</td><td>自然資源利用実態調査（サンプルベース）</td><td>(36)第４条（３２）自然資源利用実態調査(サンプルベース)</td><td>2,000,000 円</td><td>調査一式</td><td>現地再委託</td></tr>
<tr><td>2</td><td>日本企業のインド招聘プログラム（技術交流会）</td><td>第４条（13）「本邦技術・知見の活用促進に係る現地招聘の検討</td><td>6,000,000 円</td><td>国際航空券、宿泊手当、宿泊費、現地移動費（車両借上げ等）、通訳・ローカル支援、 査証（ビザ）取得支援</td><td>一般業務費（セミナー等実施関連費）</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>4</td><td>37</td><td>第3章 第5条 報告書等</td><td>インテリム・レポートの提出時期が契約履行期間開始から2カ月後に当たる2027年1月、ドラフト・ファイナル・レポートの提出時期が同5カ月後に当たる2027年4月と記載されています。これらの提出時期を含む本調査全体の工程は確定しているものでしょうか？</td><td>現時点では企画競争説明書記載の日程を基本想定しております。</td></tr>
<tr><td>5</td><td>37</td><td>第3章 第5条 報告書等</td><td>ファイナル・レポートは英語のみですが、インセプション・レポート、インテリム・レポート、ドラフト・ファイナル・レポートは日本語と英語のそれぞれで作成し提出するように記載されています。上記各レポートの日本語版を作成する目的は何でしょうか？</td><td>日本語版については、日本側の関係者間（JICA外を含む）での検討を深めるために必要であることから、作成を求めるものです。</td></tr>
</table>

以上